

転換時の改修等に関する特別償却制度（法人税）の創設

療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却(基準取得価額の15%)できる措置を創設し、税負担を軽減する。

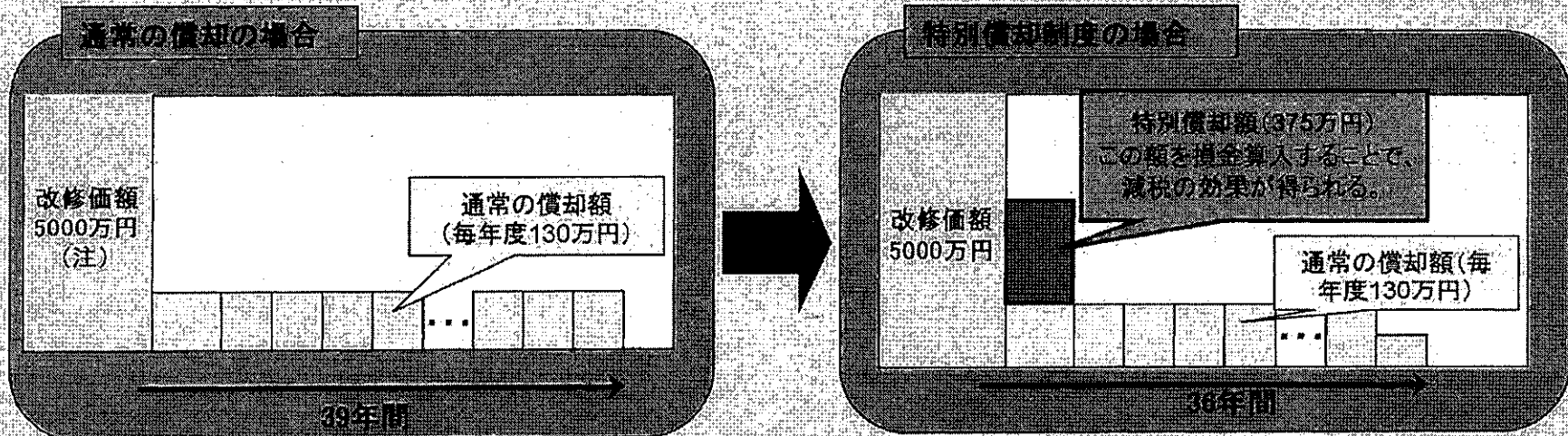
【平成19年4月から平成21年3月まで】

※老人保健施設等：老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム(居室は原則個室とし、1人当たりの居室面積が13㎡以上であるもの)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

※基準取得価額：取得価額の50/100

(例)改修額5,000万円の場合

- 改修年度において、通常の償却額に特別償却額375万円を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減。
- 償却期間が短くなる(39年→36年)ことで、投下資本の早期回収を図ることが可能。



(注) 平成19年度税制改正により残存価額が廃止され、平成19年4月1日以降に改修等を行った場合には、耐用年数経過時に1円(備忘価額)まで償却できる。

福祉医療機構の融資条件の優遇等

I 療養病床転換に係る融資条件の優遇

転換に伴う改修等に要する資金については、融資条件を平成19年度より優遇。

- ① 融資率 75% → 90%へ引上げ
- ② 貸付金利 財投金利+0.1% → 財投金利と同じ
- ③ 融資対象 有料老人ホームの融資対象化

【融資条件等】

主な施設種別	主な貸付の相手方	平成18年度		平成19年度 (病床転換に限る)	
		融資率	利率	融資率	利率
特養 ケアハウス	社会福祉法人 社会福祉法人 医療法人	75%	財投 金利 + 0.1%	90%	財投 金利
有料老人ホーム	社会福祉法人 医療法人				
老人保健施設 (※医療貸付)	医療法人 社会福祉法人	75%	財投 金利 + 0.1%	90%	財投 金利

※平成19年度の要件緩和事項についてはアンダーライン表記

II 経営安定化のためのつなぎ融資

病院、診療所において、一時的に資金不足が生じる場合(※)には、「経営安定化資金」の融資制度を活用可能(既に制度化)。

(※)具体例

- ・「介護保険移行準備病棟」または「経過型介護療養型医療施設」へ移行するために一時的に資金不足が生じる場合等

【融資条件等】

対象	療養病床を有している病院及び診療所	
資金の使途	一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金、経営改善のために必要な資金	
融資条件	融資額	病院は1億円以内、診療所は4,000万円以内
	融資利率	財投金利+0.5%
	融資期間	原則5年以内。ただし特に必要と認められる場合は7年以内(うち据置期間1年以内)
	償還方法	毎月償還(元金均等)
	担保	原則として必要
保証人	病院2名以上、診療所1名以上	